5165	株式会社勝浦オークワ	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字朝日三丁目七番一	平成二十四年十二月十九日から平成二十五年十二月十八日まで
5166	大桑株式会社	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字下里五百九番地	平成二十四年十二月十九日から平成二十五年十二月十八日まで
5167	清水鋼機株式会社	北海道小樽市港町五番四号	平成二十四年十二月二十七日から平成二十五年十二月二十六日まで
5168	株式会社宇奈月延対寺荘	富山県黒部市宇奈月温泉五十三番地	平成二十五年一月十一日から平成二十六年一月十日まで

○経済産業省告示第十号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十五年二月五日

経済産業大臣　茂木　敏充

番号	名称	住所	
5169	株式会社サクラダ	千葉県千葉市中央区中央二丁目三番十六号	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間 平成二十四年十一月二十七日から平成二十五年十一月二十六日まで

○国土交通省告示第九十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

百山谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県熊本市松尾町上松尾字古閑

二二四九番　一号

二一七四番二四　二号

二二三四番　三号

二二〇〇番　四号

二一八四番二　五号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

仮川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字中松

字下若水　四二四八番一　一号及び二号

字上若水　四二四九番　三号及び四号

字三ノ坂　四二七二番二　五号、六号及び八号

四二七二番一　七号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

瀬高川第二

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県八代市坂本町中谷は

字瀬高　九三番　一号

一三七番二　二号

九八番　三号

一〇〇番　四号

四〇四番　十号

四二七番　十一号

一二八番　十四号

一三一番　十五号

一三三番　十六号

一一六番　十七号及び十八号

八九番二　十九号

八五〇番　五号

字城平

八二一番　六号

九〇四番　八号及び九号

七九八番　七号

四七八番　十二号

四七七番　十三号

字内野

字梅木原

○国土交通省告示第百号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

海沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

東京都西多摩郡奥多摩町海澤

字中野　六九一番八　一号及び二号

六九一番一　三号及び四号

六七五番　五号から七号まで

六五九番　八号から十号まで

六五八番イ　十一号

六六一番　十二号及び十三号

六五七番　十四号から十六号まで

七六三番　二十四号及び二十五号

七六四番　二十六号

七六五番　二十七号及び二十八号

七六〇番地先道路敷　二十九号から三十五号まで

七六〇番地先河川敷　三十六号及び三十七号

字ほうきのくぼ　一一七〇番　十七号及び十八号

一一六九番　十九号

一一六八番　二十号から二十二号まで

字ふなくぼ　一一六一番　二十三号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

鯉川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和八年内務省告示第四百四十七号で指定した土地の区域を除く。）

東京都あきる野市管生

字四軒在家

六一七番一　地先道路敷　一号及び二号

五九七番一　三号から五号まで

五九七番一　地先道路敷　六号及び七号

六一七番一　八号から十三号まで

○東北地方整備局告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年二月五日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　秋田県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十七年建設省告示第七十九号大曲都市計画及び角館都市計画下水道事業秋田湾・雄物川流域下水道（大曲処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十七年一月二十二日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし